

平成26年9月4日
長 崎 県

有明海再生に向けての話し合いの場の設置に関する
国からの提案に対する本県の考え方

- 有明海再生に向けての、4県が協調した取り組みに関する話し合いについては、去る6月9日に国から、「諫早湾干拓事業の開門問題には触れないこと」等を前提として、知事・副知事レベルでの新たな話し合いの場を設置したいとの提案をいただいたところであります。

その際、本県からは、

- ・有明海再生（水産振興等）について検討・協議することは重要であること
- ・検討・協議の場は、既に平成17年に、中・長期開門調査に代わる方策として、有明海の環境変化の調査を行い、有明海の再生への道筋を明らかにする目的で、「有明海漁場環境改善連絡協議会」が設置され、これまでも実証・調査を行ってきており、各県の水産部局長や漁業関係者等、水産関係の実務者や専門家で構成されているその協議会で、しっかりと検討されるべきものであること
- ・知事・副知事レベルでの会合については、現時点では必要性はあまり感じないものの、検討を行う場面を設ける必要が仮に生じた場合は、既存の協議会の中で協議すれば足りるのではないかとの意見を提出していたところであります。

- そもそも、有明海再生、とりわけ水産振興について、検討・協議・具体化することが大変重要なことは、これまでも要請を行ってきたこととありますが、今回の提案は、その進め方について、本県の考え方を十分に踏まえた内容であると思われます。

- ついては、今回の提案については、お受けしたい。

- 今後、早めに実務者の協議を始めていただきたい。
- 有明海再生（水産振興）を推進するためには、環境省が所管している「有明海・八代海等総合調査評価委員会」における再生方策の検討方針や、水産庁が策定を検討している「有明海及び八代海等における広域的な漁場整備のための総合計画（マスタープラン）」との調整を図りながら、有明海再生に向けた話し合いを進めていただきたい。